

令和8年度三重県流域下水道における新官民連携事業導入可能性調査業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

本県では、「流域別下水道整備総合計画」に基づき3流域6処理区において流域下水道事業を実施している。昭和 63(1988)年に供用して以降、順次整備を進め、令和8(2026)年3月末時点では、6処理区あわせて計画処理人口が約92万人、計画汚水量が約48万 m^3 となっている。また、変動する汚水量や処理環境のもとで適正かつ安定した運転管理が求められる処理場・ポンプ場の維持管理については、指定管理者制度により(公財)三重県下水道公社に委託し、業務の質の向上と効率化に取り組んでいる。

人口減少や少子高齢化、インフラ施設の老朽化の進行が見込まれるなか、令和6年能登半島地震や令和7年に埼玉県で発生した道路陥没事故等を背景に、下水道事業については大規模災害への備えや老朽化対策、リダンダンシー確保等が求められている。さらに、将来にわたる事業経営の基盤強化を図るため、一層の官民連携や DXの推進等が求められている。

本業務は、下水道事業に関する様々な課題を踏まえ、将来において強靱で持続可能な流域下水道事業の推進を図るため、長期契約で維持管理と更新を一体的にマネジメントする新たな官民連携(「水の官民連携」など)の導入可能性を調査・検討し、官民双方の負担軽減と効果的・効率的な事業運営を目指すものである。

2 業務内容

(1) 委託業務名

令和8年度三重県流域下水道における新官民連携事業導入可能性調査業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年5月31日(月)まで

(3) 仕様

別添「令和8年度三重県流域下水道における新官民連携事業導入可能性調査業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額 19,987,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ・三重県電子調達システム(物件等)の利用登録を行っている者であること。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱(以下「落札停止要綱」という。)により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請

本業務を受託しようとする者は、三重県に対し、この企画提案コンペへの参加資格確認申請を行ってください。

(1) 提出期限

令和8年6月26日(金)15時まで(必着)

※ 提出期限以降に到着したものは受け付けませんので、ご注意ください。

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メールまたはFAXのいずれかで提出してください。

持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。

郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。

電子メールの場合は、添付する書類は全てPDF形式としてください。

持参以外で提出いただく場合、必ず電話にて到達確認を行ってください。

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部 下水道事業課 計画・事業班 担当:阿部、菅野

電話:059-224-2725 FAX:059-224-3161

電子メール:gesuijig@pref.mie.lg.jp

(4) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状(第2号様式)

ウ その他、上記アに記載の添付書類一式

6 質問の受付及び回答

本業務又は企画提案コンペに関し質問がある場合は、以下により質問をしてください。

(1) 質問の受付期限

令和8年6月22日(月)15時まで(必着)

(2) 質問の方法

FAXまたは電子メールで受け付けます。質問には、所属・氏名・連絡先を明記してください。質問の送信後、質問の提出先に電話し、到達確認を行ってください。

(3) 質問の提出先

三重県県土整備部 下水道事業課 計画・事業班 担当:阿部、菅野

電話:059-224-2725 FAX:059-224-3161

電子メール:gesuijig@pref.mie.lg.jp

(4) 質問の内容

質問は原則として、本業務に係る条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関する照会には回答しません。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和8年6月24日(水)17時までに、県ホームページ内の次のページ配下に掲載します。

トップページ>県政・お知らせ情報>お知らせ情報>企画提案コンペ等情報(公告・結果)

7 参加資格確認結果の通知

発注者は、上記5の確認結果を、令和8年6月30日(火)17時までに、申請者に対して通知します。

8 企画提案資料の提出

上記7により、参加資格があることの確認を受けた者は、以下により企画提案資料を提出してください。

(1) 提出期間

令和8年7月1日(水)8時30分から令和8年7月3日(金)15時まで(必着)

※ 提出期間以外に到着したものは受理しませんので、ご注意ください。

(2) 提出方法

持参又は郵送のいずれかで提出してください。

(電子メール又はFAXによる提出は受け付けないこととします。)

持参の場合の受付は、三重県の開庁時間内に限ります。

郵送の場合は、郵便又は民間事業者による信書便で送付してください。

持参以外で提出いただく場合、必ず電話にて到達確認を行ってください。

(3) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部 下水道事業課 計画・事業班 担当:阿部、菅野

(確認先電話:059-224-2725)

(4) 提出資料及び部数

① 企画提案書

企画提案書には、以下の事項について、提案者の業務手法及び優位性を分かりやすく記載してください。(企画提案書提出書 第3号様式)

ア 本業務の実施体制とスケジュール

- ・本業務の実施における責任者および担当者の所属部署名、役職、氏名、経過年数、業務実績を記載してください。
- ・本業務に関する県または他の関係組織、それらとの連携体制を記載してください。
- ・再委託を想定する際は、再委託業務の内容、必要性および再委託先を記載してください。なお、原則として再委託は認めておりません。(19(2)ア)
- ・本業務を円滑に推進するための実施スケジュールまたは実施フローを記載してください。

イ 業務実施方法の概要等と、官民連携事業の導入検討における重要な視点

- ・本業務の実施方法の概要と基本的な考え方を記載してください。

- ・流域下水道事業における新たな官民連携事業の導入検討において重要な視点を記載してください。
- ウ 課題把握と解決策の提案・比較検討における重要な視点
 - ・流域下水道事業の問題点の抽出と課題の把握において重要な視点を記載してください。
 - ・課題に対する解決策の提案や比較検討を行う際の重要な視点を記載してください。
- エ 業務実施後において有用となる成果のまとめ方と整理すべき事項
 - ・本業務の実施後における本県の取組を想定し、本業務で求められる成果のまとめ方、本県による以降の取組のために整理すべき事項を記載してください。また、新たな官民連携の導入を進めるにあたり、本県にとって参考となる事項がある場合は記載してください。
- オ 提案事業者の契約実績
 - ・公共施設等の建設、維持管理、運営等に係る「官民連携」(PPP/PFI)の導入調査、導入支援業務の契約実績(発注者、業務名、契約期間(最終)、契約金額(最終)、業務概要、責任者として従事した者の氏名)のうち、平成28年度以降に完成したものを1件記載してください。
 - また、下水道事業に係る契約実績があれば、追記してください。(記載内容は前述と同様、前述の契約実績とは別に1件とします。前述と重複するときは追記不要です。)

②見積書(内訳書含む)(*)

③提案事業者の概要書

- ・会社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織体制、沿革等を会社概要(第4号様式)に簡潔に記載してください。

④その他提案にかかる必要資料

⑤提出部数

- ・各提出資料を6部(正1部、写し5部)とします。

*見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

*見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

(5)注意事項

企画提案書の内容は、見積書に記載された見積価格で全て実現できるものとしてください。

9 プレゼンテーションの実施

発注者は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和8年度三重県流域下水道における新官民連携事業導入可能性調査業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査します。

当該審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

- (1) 日時 令和8年7月8日(水) ※時間については別途通知します。
- (2) 場所 三重県津市栄町一丁目 吉田山会館
- (3) 内容 プレゼンテーション 10分、質疑 15分(予定)
- (4) 方法 提出済みの企画提案資料(紙)及び口頭での説明に限るものとします。
(プロジェクター、スクリーン、タブレット端末配布等による説明は不可とします)
- (5) 備考
 - ・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定したうえで、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施します。
 - ・提案者が多数の場合の書類審査の結果については、提案したすべての者に対し、令和8年7月6日(月)17時までに通知します。

10 最優秀提案者の選定

発注者は、上記9の内容を含め審査を行い、最優秀提案者を選定します。

審査の結果、最優秀提案(契約の相手方候補となる者の提案)に該当する提案がない場合もあります。

企画提案コンペの選定基準は以下のとおりです。なお、()書きは各項目の配点の比重を表しています。

- (1) 実現可能性(×2)
 - ・本業務の実施のための体制が構築されているか。リスク対応が含まれているか。
 - ・スケジュールは本業務を円滑に進めるうえで適当か。
 - ・県との連絡体制は十分か。
- (2) 的確性(×2)
 - ・本業務の目的、仕様書に合致した提案となっているか。
 - ・国の政策と整合のとれた提案となっているか。
 - ・本県の状況を踏まえた提案となっているか。
- (3) 企画性(×2)
 - ・提案事業者の知見やノウハウ等を生かした提案となっているか。
 - ・提案内容が、本業務の効果的・効率的な実施につながっているか。
 - ・実施方針や要求水準書の検討、事業者選定に有用となる提案となっているか。
- (4) 業務遂行能力(×1)
 - ・本業務の実施に資する知見や実績を有し、遂行する能力があると認められるか。
 - ・契約期限までに業務完成が可能な体制を確保できているか。
- (5) 経費の妥当性(×1)
 - ・本業務の実施に必要な項目が積算され、契約上限額以内の価格であるか。

11 選定結果の通知

発注者は、上記10の選定結果を、プレゼンテーションに参加したすべての者に対し、令和8年7月9日(木)17時までに通知します。

12 最優秀提案者に求める書類の提出

最優秀提案者は、令和8年7月13日(月)までに次の書類を提出(提示可のものにあっては、提出又は提示)してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額のない証明用)【有料】」(過去6ヶ月以内に所管税務署が発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書【無料】」(過去6ヶ月以内に三重県の県税事務所が発行したもの)の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(該当する契約実績がある場合のみ)

13 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県県土整備部下水道経営課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県流域下水道事業会計規則(令和2年三重県規則第26号)第169条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第169条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約は、三重県県土整備部下水道経営課において行います。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

16 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

発注者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 「20 担当所属」に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 その他

(1) 企画提案に関する事項

ア 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とします。

イ 企画提案書その他の提出資料は、返却しません。

ウ 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき三重県が判断することとなります。

(2) 契約に関する事項

ア 原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

イ 成果品の全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含みます。)は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとします。

ウ 委託料は、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後に支払うものとします。

エ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に罰則規定があるので留意してください。

(3) 企画提案コンペへの参加又は企画提案の無効要件

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

ア 本コンペに参加する資格のない者が提案したとき。

イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対し2以上の見積をしたとき。

ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

エ 提案に際して談合等の不正があったとき。

オ 提案書類が、提出期限を過ぎて提出されたとき。

カ 見積書に記載された見積価格(消費税及び地方消費税を抜いた額)の100

分の110に相当する金額が契約上限額を超えているとき。

キ その他三重県があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(4)この参加仕様書に定めのない事項については、三重県流域下水道事業会計規則の定めるところによるものとします(三重県流域下水道事業会計規則は、三重県ホームページの「三重県法規集」に掲載しています)。

20 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部下水道事業課計画・事業班 担当:阿部、菅野

電話:059-224-2725 FAX:059-224-3161

電子メール:gesuijig@pref.mie.lg.jp